

高知県県産牛学校給食利用推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県県産牛学校給食利用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内で生産された乳用経産牛の消費拡大を図るとともに、児童生徒等が県産食材への理解を深めることを目的に、公益財団法人高知県学校給食会及び県内市町村単位の学校給食会（以下「補助事業者」という。）の行う事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率、補助対象経費及び交付額の算定方法)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、別表に定めるとおりとする。

2 県の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1部を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する

社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入に及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、別記第1号様式別紙3による申立書を提出しなければならない。
- (6) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県に対する税外未収金債務の滞納がないことについて、別記第1号様式別紙4の誓約書兼同意書を補助金交付申請時に提出しなければならない。

(補助事業の重要な変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当す

る場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を1部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額の20パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を1部知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記第4号様式による実績報告書1部を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式により、速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告等）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以

外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 4 号、第 10 条第 3 項、第 12 条及び第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	対象経費の内容	補助率
県産牛学校給食利用推進事業（県産牛肉を児童生徒等が県産食材への理解を深めることを目的に納入する事業。）	役務費	給食食材等の配送費その他食材の調達又は供給に必要な費用	定額 (学校給食等として納入した牛肉のkg数当たり1,800円/kgを上限とする。)
	委託料	給食食材等の加工に必要な委託料	
	需用費	給食食材等の購入に要する費用	

※補助上限額の算定に係る牛肉は、県内乳用経産牛に限る。

※学校給食等の納入については、1人当たり80g/回を上限とする。